

2006年度 第2回 臨時総会

2006年9月26日(火) 弁護士会館クレオ

立川市における新会館の建設用地を取得する決議と補正予算を可決

開催の趣旨

地裁八王子支部、地検八王子支部、および八王子拘置支所など多摩地区の司法機能は、2009年には、立川駅北口からモノレールで1駅の高松駅近辺に移転し、それぞれ現在の数倍の規模（横浜地裁や名古屋拘置支所等に匹敵する）を有する新庁舎が建設されることになっている。これら移転予定地の近くに新会館の建設用地として、独立行政法人都市再生機構が売り出す3000m²の土地を取得することが提案されたものである。

主な賛否の意見の要旨

<賛成意見>

多摩地区400万市民の法的需要に応える会館が必要。／多摩の会員は、霞が関会館の費用を平等に負担している。／新しい裁判所の規模に見合う新会館が必要。／他に適当な土地はないし、賃貸ビルもない。／弁護士人口の急激な増加に応じ、霞が関会館を補完する第二会館を構想すべき。／多摩地区の自治体団体と一緒に、市民に広く開放する夢のある会館を造りたい。／規模の大きな研修施設や資料保管施設を造る必要もある。／建設費は手持ち資金に加えて、自治体からの補助金や会員の寄付金、貸付金など多様な方法で調達できる。／他会とも協力できる課題である。／会員数の大幅な増加によりランニングコストは大きな負担とはならない。／当会の財務的な観点から不動産を取得する意味はある。

<反対意見>

多摩支部の会館用地として3000m²の土地は大きすぎる。／建物の建築構想が固まらないなかで土地の取得を先行させるべきではない。／最低価格12億を超える高額な土地取得価格に加え、建築費の負担もあるので会財政を圧迫するおそれがある。／建築後のランニングコスト等の負担も大きなものとなる。／一弁が消極的な状況において当会が単独で先行取得することは避けるべき。／この土地を取得する企業が建築するビルを必要な面積だけ賃借する、あるいは区分所有権を買い取って会館とすべ

き。／裁判所の敷地を借地する方法は考えられないか。／利用者の視点からすれば、裁判所の近くにこだわるべきではなく、立川駅に近いところを探すべき。／急な提案であり、会内の議論は尽くされていない。

各議案の審議結果

第1号議案 「懲戒委員会会規」の一部改正の件

第2号議案 「綱紀委員会会規」の一部改正の件

◎いずれも承認（賛成多数）

<内容>

本年3月27日に「記録等保存規則」が一部改正され、規則名が「会務に関する書類保存規則」に改正となったことに伴う改正である。

第3号議案 立川市における新会館の建設用地の取得に関する件

第1議案 立川市における新会館の建設用地の取得に関する決議の件

第2議案 会館特別会計の補正予算案の決議の件

◎いずれも承認（賛成多数）

<内容>

決議は、「本会は、東京地方裁判所八王子支部、東京地方検察庁八王子支部および八王子拘置支所の立川市への移転にともない、その近傍に、2008年頃までに、弁護士会館を建設する用地（面積約3000m²）を取得する。」である。

決議承認にともない、20億円の範囲内で入札に参加し買受人に指名されると、本年度中に売買代金等を支出する必要がある。当初予算には全く計上していないので、入札保証金、代金、取得税、登記費用、その他土地取得に関連する費用の支出に充てるための補正予算である。

【入札結果】

9月27日、入札が実施されましたが、落札できませんでした。4者が入札し、最高額の入札者は20億円を超えておりました。